

国際日本文化研究センターハラスメント防止等に関する規則

平成 22 (2010) 年 3 月 31 日 制 定
令和 8 (2026) 年 8 月 6 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）におけるハラスメントによる人権侵害の防止等の措置に関しては、人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程（平成 21 年 7 月 7 日人間文化研究機構規程第 121 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(監督者の責務)

第 2 条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 2 監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員は、前条の監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに関する調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

第 4 条 センターに置くハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長が指名する副所長 1 名
- (2) 管理部長
- (3) その他所長が必要と認めた者
- 2 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 防止委員会に委員長（以下「防止委員長」という。）を置き、第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 5 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 6 防止委員長に事故があるときは、あらかじめ防止委員長の指名した者がその職務を代行する。
- 7 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 8 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、防止委員長の決するところによる。
- 9 防止委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(相談員)

第5条 センターに置く相談員は、次のとおりとする。

- (1) 所長が指名する教員 男女各1名
 - (2) 総務課長
 - (3) 管理部長が指名する事務職員 1名（総務課長の異性）
 - (4) 情報管理施設長が指名する事務職員 男女各1名
- 2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、ファックス、電子メールアドレス等をセンター内の掲示板に公示するものとする。
 - 4 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、防止委員会が別に定める者に連絡するものとする。
 - 5 相談員は、防止委員会の委員及び防止委員会の下に設置される各種委員会の委員を兼務してはならない。

(調整委員)

第6条 防止委員長は、ハラスメントを受けたと思料した者又はその関係者から苦情申立てを受けたときは、防止委員会委員のうちから若干名の調整委員を指名し、調整手続を進めるものとする。

- 2 防止委員長は、調整委員の指名に当たっては、当該苦情申立てに係る双方が所属する組織の事情等を配慮しなければならない。

(調査・調停委員会)

第7条 防止委員会に置く調停委員会及び調査委員会は、調査委員会が調停委員会を兼ねるものとし、その名称は調査・調停委員会とする。

- 2 調査・調停委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 防止委員会委員のうちから防止委員長が指名した者
 - (2) その他防止委員長が必要と認めた者
- 3 前項第2号に掲げる委員の任期は、当該事案に関する調査・調停委員会の任務が終了するまでとする。ただし、防止委員長である防止委員会委員の任期の終期を超えないものとする。
- 4 調査・調停委員会に委員長（以下「調査・調停委員長」という。）を置き、第2項第1号の委員のうちから防止委員長が指名する。
- 5 調査・調停委員長は、調査・調停委員会を招集し、その議長となる。
- 6 調査・調停委員長に事故があるときは、あらかじめ調査・調停委員長の指名した者がその職務を代行する。
- 7 調査・調停委員長は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 8 調査・調停委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査・調停委員長の決するところによる。
- 9 調査・調停委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴

くことができる。

(事務)

第8条 ハラスメント防止委員会等に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 国際日本文化研究センターハラスメントの防止等に関する規則及び国際日本文化研究センターハラスメントの防止等に関する規則の運用については廃止する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月6日から施行する。